

熱田大宮司家の寛伝僧都と源頼朝

— 瀧山寺・日光山・高野大鐘 —

平 雅 行

はじめに

顕密体制論の登場によって、中世における国家と仏教との関係論が主要な課題として浮上した。そして①院権力による顕密寺社の編成や、②室町幕府の宗教政策が精力的に追求されてきた。鎌倉幕府の宗教政策の基本的特徴と、その時代的変遷を解明することは、①②の作業を媒介するものとして重要である。しかも鎌倉幕府の宗教政策は、専修念仏や禅の歴史にも重大な影響を及ぼしており、その研究は鎌倉仏教の思想的展開を考えるうえでも非常に大切である。さらに、鎌倉幕府が多くの顕密僧と主従関係を結んでいた実態を解明することは、鎌倉幕府論を単なる武士論から、より広い枠組みの中で捉え直すことを迫るはずだ。その意味において、鎌倉幕府の宗教政策論は大きな研究史的意義を有している。

とはいえ、その研究は史料的制約が大きい。『吾妻鏡』の宗教史関係の記事は限られているうえ、その記述は文永三年（一二六六）で終わっており、鎌倉後期については史料が極端に乏しくなる。これでは通時的な研究はもとより、鎌倉幕府の宗教政策の基本的特徴を導き出すことも難しい。そこで私は、鎌倉で活動した個々の僧侶の事蹟を復元することによって、この制約を乗り越えようとした。そして、鎌倉で活動していた山門派・寺門派や北条氏出身僧など、三〇〇名ほどの頭密僧の事蹟を復元してきた。しかし、なお一〇〇名ほどの真言僧の検討が残されている。そこで本稿では額田僧都寛伝を取りあげたい。

寛伝は仁和寺の僧侶であるが、源頼朝の母親の実家である熱田大宮司家の出身であり、頼朝の従兄にあたる。そして寿永元年（一一八二）に頼朝から下野の日光山別当に任じられており、幕府成立前後の源頼朝を考えるうえにおいて重要な人物である。また寛伝は足利義兼の叔父であり、足利氏の菩提寺である饒阿寺とも関わりがある。こうしたことから、寛伝はこれまでの研究でも注目されてきた。たとえば新行紀一・小林吉光・服部光真氏は、『瀧山寺縁起』の史料的価値を確認したうえで、寛伝が①三河国瀧山寺に源頼朝菩提所である惣持禅院を造立した、②宋から一切経を将来したこと等を明らかにした。また、菅原信海氏は、源頼朝が日光山に寛伝を送り込んだ背景について検討し、山本隆志氏は東国武士による法会分析のなかで寛伝に触れている。⁽¹⁾一方、小山正文氏は『瀧山寺縁起』の記事をもとに、瀧山寺に伝えられた聖観音・梵天・帝釈天の三尊像が、寛伝の依頼で運慶が造立したものである可能性を指摘し、これを契機に美術史家によって三尊像の研究が精力的に進められた。⁽²⁾

こうした研究によって寛伝の事蹟はかなり明確となったが、なお課題を残している。第一は源頼朝が寛伝を

迎えた理由と、寛伝がそれに応じた理由の検討が十分でない。源頼朝が、母親の実家出身の僧侶を招聘したのはそれなりに理解できるが、しかし熱田大宮司家の僧侶は寛伝だけではない。頼朝がなぜ寛伝を指名したのか、また寛伝がなぜ頼朝の招聘に応じたのか、この点の検討が十全でない。寛伝が招聘された寿永元年といえ、後白河院政が復活して後白河と平家とで国政運営が行われていた。その段階で、反乱軍である頼朝のもとに身を投じるのは、よほど強い動機が必要となるが、先行研究はこの点を十分に考慮しているとはいえない。

第二は、京都およびその周辺における活動の検討が十分でない。法橋・権律師・権少僧都という寛伝の僧官位については、まったく検討がなされていない。また、小林吉光氏は寛伝が高野山金剛峯寺に七尺の鐘を施入した事実を紹介したが、具体的な分析は行っていない。山本隆志氏は寛伝が京都周辺で聖教の書写を盛んに行っていたと指摘しているが、服部光真氏が批判したように、書写活動に携わったのは別人である。寛伝と源頼朝との関係を正確に理解するには、京都を含めた寛伝の活動の全体像を捉えることが必要となる。そうして初めて、第一の課題にも迫ることが可能となるだろう。こうした観点から寛伝の活動と源頼朝との関係を改めて考察すること、それが本稿の目的である。

一 寛伝と仁和寺・瀧山寺

本章では、日光に迎えられる以前の寛伝を取りあげたい。とはいえ、寛伝の活動を解明するには、その前に行うべき作業が一つある。勸修寺報恩院の寛典阿闍梨の検討である。山本隆志氏はこの二人を混同した。寛伝

も「寛典」と記されることがあり、その混同には止むを得ない側面もあるが、寛伝のあゆみをたどるには、勸修寺寛典の事績を確定しておく必要がある(以下、史料引用では「寛伝」「寛典」「観纏」と表記し、本文では大宮司家のそれを寛伝、勸修寺のそれを寛典と記す)。

さて、仁和寺の任覚法印権大僧都には一二名の付法がいたが、そのうち二人が熱田大宮司家の出身である。任暁と寛伝がそれであり、彼らはいずれも藤原範忠の子であった。『血脈類集記』は次のように記している。⁽³⁾

任暁阿闍梨〈三十三、越後律師、皆明寺、熱田大宮司内藏頭範忠子〉

(承安)
同三年正月十二日乙巳〈柳宿日曜〉於^(仁和寺)西院授^(任暁)与之、色衆十口(後略)

寛伝法橋〈三十七、式部僧都、親父如^(任暁)上、元久二年九月十四日卒、年六十四〉

治承二年四月十七日辛巳〈箕宿土曜〉於^(西院)同院受^(任暁)之、色衆十六口(後略)

任覚は承安三年(一一七三)任暁阿闍梨に仁和寺西院で伝法灌頂をさすけ、その五年後に寛伝法橋にも伝法灌頂を行った。これが大宮司家の寛伝である。生年に着目すると、治承二年(一一七八)に三十七歳で灌頂をうけ、元久二年(一二〇五)に六十四歳で死没しているの、一一四二年の誕生ということになる。一方、『僧綱補任残闕』寿永三年(一一八四)法橋の項に「寛伝(仁、式部、四十一、卅)」とある。⁽⁴⁾同じ仁和寺の僧であり、僧名・官位・公名が一致することから、この「寛伝」を大宮司家の寛伝と判断してよい。寿永三年に四十一歳で戒牒が三十ということなので、寛伝は一一四四年の誕生であり、十一歳の一一五四年に入室・出家・受戒したことになる。⁽⁵⁾『血脈類集記』と『僧綱補任残闕』とで生年に二年の開きがあるが、とりあえずここでは『血脈類集記』の一一四二年誕生、一二〇五年死没説をとり、一一四四年誕生説も考慮することにした。

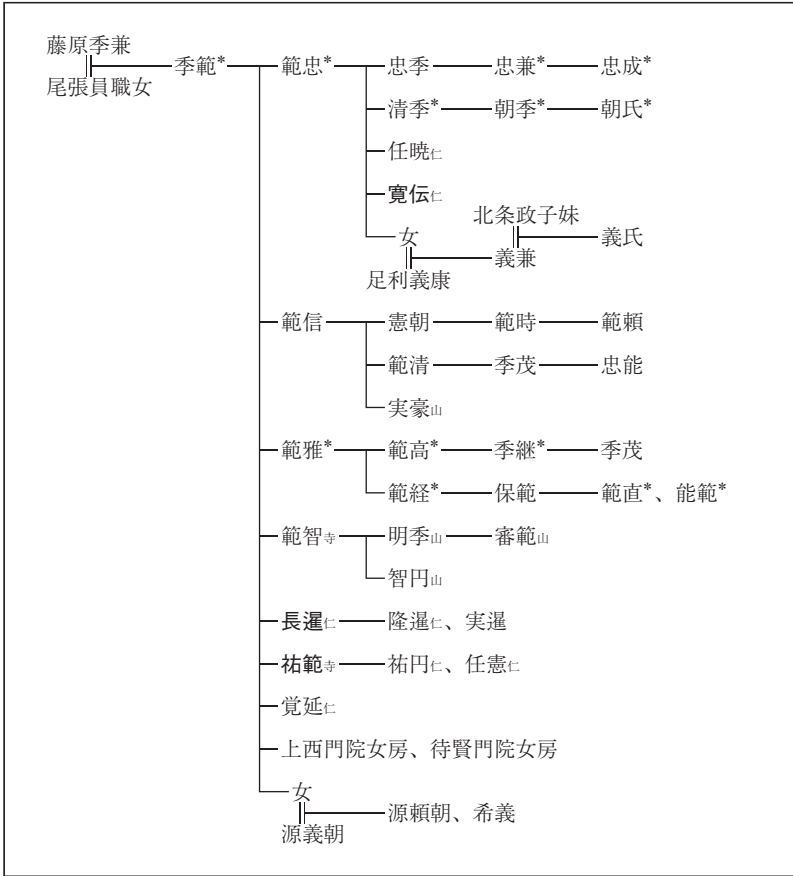
一方、勸修寺の寛典は、建久九年(一一九八)四十三歳で興然から「小嶋第九大事等」を伝授され、貞応二年(一二二三)六十八歳で「祈雨」「瀉瓶次第」を書写し、貞永二年・天福元年(一二三三)に七十八歳で「胎藏界伝法灌頂作法」「氷迦羅天法」を、そして嘉禎三年(一二三七)に八十三歳で「権身」を書写している。⁽⁶⁾ 生年を計算すると、最後の事例だけ一年のズレがあるものの、ほかはすべて一一五六年の誕生ということになる。以上をもとに、寛典の経歴を概観しよう。

勸修寺報恩院寛典(一一五六?)の出身は不詳、公名は大輔である。⁽⁷⁾ 勸修寺流の興然から伝法灌頂をうけたほか、仁濟・成宝からも付法された。元暦元年(一一八四)醍醐寺清瀧宮の結番衆となり、文治二年(一一九四)雅宝が成宝に伝法灌頂を受けた時に、最下藤の讚衆「大輔君〈寛典〉」として登場する。建久五年(一一九四)に興然から伝法灌頂をうけ、承元三年(一二〇九)後七日御修法では成宝の伴僧として出仕し、建暦二年(一二二二)蓮華心院多宝塔供養でも成宝の伴僧に参じた。弟子は道宝大僧正や聖基大僧正、光宝法印や静瑜僧都など一八名を教える。知法の僧侶であり聖教の書写も数多いが、身分出自に問題があったのか、師の興然と同様に阿闍梨の職位で終わっている。

大宮司家の寛伝と比べると、勸修寺の寛典は一四歳の年下であり、むしろ寛伝の没後に活動を本格化させている。法流も寛伝が仁和寺西院の広沢流であるのに対し、寛典は勸修寺系の小野流である。二人は生没年の違いはもとより、官位の違い、法流の違い、そして公名も式部と大輔と異なっており、彼らを弁別することはさほど困難ではない。以上を踏まえて、寛伝権少僧都の検討に入ろう。

寛伝(一一四二―一二〇五)は熱田大宮司家の出身で、藤原季範の孫であり、範忠の子である(図1)。公名は式

図1 熱田大宮司家の略系図



(注) 『尊卑分脈』をもとに作成し、覚延の情報(『群書類従』第24輯186頁)を追加した。「*」は熱田大宮司、「仁」は仁和寺、「山」は延暦寺、「寺」は園城寺、太字は瀧山寺僧。

部。この公名は父の官職である式部丞に由来している。

熱田大宮司家は、もともと三河国額田を本拠としていた。⁽⁸⁾ 寛伝の曾祖父である藤原季兼は、一族の保相・季綱が三河守を歴任したことを背景に額田郡に本拠を構え、さらに尾張国目代となつて、熱田大宮司であつた尾張員職の娘と結婚した。「額田冠者」と名乗つたその子・季範は額田郡への支配を強めて瀧山寺に進出し、保延六年(一一四〇)には妻と協力してそこに新御堂(蓮花寺)を建立している。さらに季範は母方の尾張氏が相伝してきた熱田大宮司に就き、これ以後、熱田大宮司職は尾張氏から藤原季範の子孫に継承されることになる。季範の子である範忠(寛伝の父)は大宮司職を相承するとともに、瀧山寺の主導権を握つた。そして、弟の祐範を瀧山寺住持にすえて寺領を確定し、仁平元年(一一五二)には範忠の主導で三間四面の本堂を建立している。またこの頃、三河国司が大般若経の書写を發願し、瀧山寺にも分担書写を求めたが、衆徒はそれを拒否した。国司はそれを咎めるべく武力攻撃の構えをみせたが、瀧山寺が城郭を構えて数百騎の軍勢で待ち構えたため、攻撃をあきらめたという。このように寛伝の父である藤原範忠が外護した時代は、瀧山寺は政治的にも、宗教的にも、軍事的にも国衙から自立した動きをみせている。これはまた、範忠ら大宮司家による額田支配の自立性を示すものでもある。

こうした地域における自立性を支えたのが、大宮司家一族の京都進出である。父の範忠や叔父の範雅は後白河院の北面であつたし、叔母は上西門院・待賢門院に仕え、兄の母は美福門院の女房であつた。また京武者とも積極的に縁戚を結んでいる。寛伝の祖母(範忠の母)は源行遠女であつたし、叔母が源義朝に嫁いで源頼朝を生んでおり、また寛伝の姉が源(足利)義康に嫁いだ。父の範忠は保元の乱では源義朝・義康とともに後白河天

皇方についたが、平治の乱では頼朝の同母弟(範忠の妹の子)である希義まれ七を捕縛して平家に引き渡して、平家との協調に転じている。もっとも応保元年(一一六二)十一月には二条天皇親政派との対立で、範忠などの後白河近臣が解官され、翌年六月には流罪となっているので、⁽⁹⁾むしろ範忠は後白河の側近として一貫していたともいえる。また、池禪尼・平頼盛親子が源頼朝を捕縛し、助命を認めさせて頼朝を管理下においたことからすれば、⁽¹⁰⁾範忠による希義の捕縛・引き渡しにも希義保護の側面があつたはずである。一方、寛伝の叔父である瀧山寺住持祐範は、源頼朝が流罪になった時には自分の郎従を付き従わせて伊豆まで送り届けたし、その後も流罪中の頼朝に毎月使者を派遣していた。また鈴木秋葉氏によれば、⁽¹¹⁾甥の忠兼は源行家とともに治承五年(一一八二)三月の墨俣川合戦で平家と戦っているが、叔父の範雅は平家方であつたという。このように、熱田大宮司家は平家末の動乱期に複雑なあゆみをみせた。

さて、『瀧山寺縁起』は寛伝が仏泉上人永救のもとに入室したとする。⁽¹²⁾永救は加賀出身の延暦寺僧であり、瀧山寺に入ってそれを中興した人物である。ところが、『同縁起』によれば、永救は寛伝が誕生する前の保延四年(一一三八)に死没しており、永救のもとへの入室はありえない。寛伝の戒臘が十一歳から始まっていることからして、一一五二年もしくは一一五四年に彼は入室・出家・受戒したことになる。折しも、父の範忠と叔父の祐範とが連携して瀧山寺の主導権を確立した時期である。

ここで瀧山寺の歴史を概観しておくと、『瀧山寺縁起』によれば、瀧山寺は外護者の変遷によって本堂が三度移転している。最初は、瀧山寺を中興した永救が、檀那である物部朝臣・伴氏女の助成を得て保安三年(一一二二)に瀧本に一問四面の本堂を建立したが、仁平元年(一一五一)には藤原範忠の主導で三問四面の本堂が中

峯に移建された。ところが、承久の乱で熱田大宮司家は額田の支配権を喪失し、姻族である足利義氏が三河守護と額田郡地頭に補任された。そして、貞応元年（二二二）に寺僧と足利義氏の協力によって五間四面の本堂が西峯に造営されている。このように瀧山寺本堂は外護者の転変によって瀧本、中峯、西峯と三転した。そして、物部氏、熱田大宮司家、足利氏という外護者の変化は、額田の有力者の変遷を反映してもいる。

このように寛伝が僧侶となった時期は、大宮司家が瀧山寺の主導権を確立した時期にあたる。範忠の立場からすれば、息子の寛伝を祐範の後継に育てたいと考えるのは当然であろう。寛伝が永救のもとに入室したことは年齢的にあり得ないが、瀧山寺に入ったことは認めてよいだろう。『瀧山寺縁起』によれば、大宮司家から瀧山寺永救のもとに入室した人物として、寛伝叔父の長暹と祐範をあげている。三郎長暹（一二五〜？）は仁和寺で、また七郎祐範は園城寺で修学した。寛伝は恐らく長暹のもとに入室し、やがてそのついで仁和寺に向かった。

仁安二年（一一六七）の後七日御修法で、禎喜法印権大僧都の最下臈の伴僧「寛典入寺（舍利守）」とみえるのが京都での初見である。同年五月には東寺長者禎喜の申請で東寺定額僧に任じられ、仁安三年正月には再び禎喜の伴僧として後七日御修法に出仕している。さらに同年六月に禎喜の申請で東寺の阿闍梨職に任じられ、そして治承二年（一一七八）仁和寺西院で任覚より伝法灌頂をうけた。¹³ なお『血脈類集記』は治承二年の伝法灌頂の際に寛伝が「法橋」であったと記しているし、『僧綱補任残闕』寿永三年（一一八四）法橋の項にも寛伝の名がみえる。このことから、寛伝は仁安三年から治承二年の間に法橋に叙されたことになる。

以上が京都での寛伝の活動歴である。断片的な記事しか残っていないが、検討すべき課題が三つある。第一

は寛伝と禎喜・任覚との関係である。後述するように、兄の任暁は任覚の伴僧として活動した後に、任覚から伝法灌頂を受けた。ところが寛伝は、任覚の伴僧・色衆を勤仕した経歴が確認できない。禎喜の伴僧に参仕していたが、その後、活動の空白を経て任覚から灌頂をうけた。禎喜が存命であるにもかかわらず、寛伝は禎喜ではなく任覚から伝法灌頂をうけている。この経歴の不自然さをどのように考えればよいのだろうか。そこでまず、師匠筋の禎喜と任覚についてみておこう。

任覚(一一〇八―一一八二)は三位大藏卿源行宗の子である。公名は大夫。保延三年(一一三七)に三十歳の若さで仁和寺西院信証から伝法灌頂をうけ、その後は仁和寺御室覚性の側近として活躍し、平治元年(一一五九)権律師で東寺長者に任じられるという破格の厚遇をうけた。⁽¹⁴⁾一方、禎喜(一〇九九―一一八三)は四位侍従藤原宗信の息であり、天養元年(一一四四)四十六歳で仁和寺世豪より伝法灌頂をうけた。公名は侍従、円成寺と号した。⁽¹⁵⁾年齢は禎喜の方が九歳年上であるが、法印への叙任は三年、東寺長者の補任も任覚の方が一年早かった。永暦元年(一一六〇)十二月に禎喜が東寺長者に任じられた時、禎喜が二長者となり、任覚は二長者から三長者に降格されたが、応保二年(一一六二)十月には任覚が二長者となって禎喜と逆転している。このように二人は競い合う関係にあったが、永万二年(一一六六)六月、禎喜が祈雨で効験をあらわすと、二人の立場は掛け離れてゆく。禎喜はこの法験によって東寺一長者・東大寺別当・法印に叙任された。さらに六勝寺別当・大僧正や高倉・安徳天皇の護持僧に任じられ、最晩年に至るまで華々しく活躍している。一方、任覚は永万二年の後七日御修法阿闍梨を最後に、公請の数が激減する。しかも法験をあらわしても勸賞がなかった。東寺長者の地位は何とか維持していたものの、晩年の一八年間は官位の昇進もなく終わった。

このように禎喜と任覚は、もともとライバル関係にあった。そして両者が公請で競い合っていた時期に寛伝は禎喜の伴僧をつとめ、任覚の伴僧に参任していない。そして寛伝は禎喜の引きで東寺定額僧となり入寺・阿闍梨へと昇任した。このことからすれば、寛伝はもともと禎喜の弟子、もしくは禎喜系列の僧侶の弟子であり、任覚とは直接の関わりがなかったと考えられる。

第二は、仁安三年(一一六九)から治承二年(一一七八)の伝法灌頂まで、京都での寛伝の事蹟が途絶えている。この空白は何を意味するのか。この頃は禎喜が公請で活躍しており、その修法記事が豊富に残存する。にもかかわらず、その伴僧に寛伝の名がみえない。これは単なる史料の欠落とは考えにくい。むしろこれは、寛伝が仁安三年以降に京都を去ったことを示唆しているのではなからうか。瀧山寺は父範忠が外護者として大きな力を振るっており、寛伝は祐範の後継者含みで瀧山寺に入った。京都で顕密僧としての箔をつけて、三河に戻ったのではあるまいか。

同じ仁和寺の僧侶とはいっても、任暁と寛伝のあゆみは大きく異なっている。兄の任暁が仁和寺の皆明寺という活動拠点を京にもったのに対し、京都での寛伝の所職は東寺定額僧としか分らない。また、任暁の母が美福門院の女房であったのに対し、寛伝の母は不明である。藤原範忠が京と三河で活動していたことからして、恐らく二人の子は京都と三河で、それぞれの母のもとで別々に生まれ育ち、成人してからも仁和寺皆明寺と三河の瀧山寺とで、大宮司家を支える東密僧としての活動を分掌したのではないか。そして三河下向を機に、寛伝と禎喜との関係が途絶えたため、治承二年(一一七八)に兄のつてを頼って任覚から伝法灌頂を受けた。不遇をかこっていた任覚は、一時的な弟子入りで寛伝への伝法灌頂を認めたのであろう。

第三の問題は、寛伝が獲得した法橋上人位である。以上のように考えたとして、その場合、寛伝が仁安三年から治承二年までの間に法橋に叙されたことを、どのように理解すればよいのだろうか。三河に戻って公請実績がないにもかかわらず、寛伝は法橋に叙されている。ここで留意すべきは、法橋や法眼といった散位僧綱が売官されることが多かった事実である。僧綱はもともと官位相当の原則があり、また定員があった。しかし中世への移行のなかで、官位相当の原則が崩壊して法印・法眼・法橋だけの散位僧綱が登場し、また僧綱の数も増加していった。法橋についていうと、応徳三年（一〇八六）に朝廷は僧綱の定員を増やして法橋を一八名と定めたが、実際には、長寛二年（一一六四）には法橋四三名、寿永二年（一一八三）には法橋一〇九名と激増している。⁽¹⁵⁾ 僧正・僧都・律師といった正員僧綱は権威があったので、朝廷は最初は法橋を、ついで法眼を売官の対象とした。そして、寿永二年の法橋一〇九名の一人が寛伝であった。

公請実績をつんだ学僧であれば律師・僧都などの正員僧綱に任じられるが、法橋などの散位僧綱の多くは売官による。⁽¹⁷⁾ 父範忠が後白河院の近臣であったこと、また大宮司家の財力からして寛伝が売官で法橋を手に入れることは、さほど困難なことではなかった。「三河法橋」と称された叔父の祐範は寺門の僧侶であったが、その事蹟は園城寺の関係史料に登場してこない。⁽¹⁸⁾ 祐範は早々に園城寺を退いて瀧山寺住持となり、売官で法橋を手に入れたのであろう。京都で公請実績を重ねた任暁は律師に補され、三河に帰った寛伝は、祐範と同様に売官で法橋の位を手に入れた。

推測を重ねたが、以上から寛伝は、①三河瀧山寺入室の後、京都にのぼって仁安三年ごろまで仁和寺で修学した、②その後は瀧山寺に戻ったが、一時的に任寛の弟子となって伝法灌頂をうけた、と考えておきたい。

こうした中、寿永元年（一一八二）に源頼朝が寛伝を日光山別当に補任する。

二 寛伝と日光山別当

平安末期の日光山は大きな混乱の中にあった。全般的に平安後期から鎌倉時代は、武士団が寺院内部に進出した時代である。大和源氏は興福寺の内部に食い入って「日本一悪僧武勇」の信実を誕生させたし、近江守護佐々木氏は鎌倉中後期に延暦寺内で一大勢力を築きあげた。また越前の平泉寺は、河合系斎藤氏や疋田系斎藤氏などの武士団の進出によって、平安末に激しい寺内紛争を抱えている。⁽¹⁹⁾ それと同様に、日光山においても、別当職をめぐる武士団同士の衝突が起きていた。『日光山別当次第』『常行堂大過去帳』『日光山列祖伝』などをもとに、話を復元してみよう。⁽²⁰⁾

日光山は光智房聖宣によって大いに発展した。聖宣は保延元年（一一三五）から四二年間にわたって別当をつとめた。久安元年（一一四五）には比叡山東塔の常行堂を模して日光に常行堂を創建し、仁平二年（一一五二）には新宮の遷宮を実施した。また、保元元年（一一五六）には源義朝が「造日光山功」で下野守を重任しており、朝廷の支援をうけて日光の整備を進めている。また聖宣は顕密に秀でた天台学僧であったため、日光での学問も本格的に花開いた。そして聖宣は嫡弟の隆宣に別当職を譲り、安堵の官符を得るため隆宣が上洛したが、その間に聖宣が死没した。安元二年（一一七六）三月もしくは五月のことである。聖宣が亡くなると、弟子の禪雲が別当に就任した。隆宣は官符を得て帰山したものの、禪雲は別当職の引き渡しを拒否した。

隆宣は常陸の大方五郎政家の四男であった。そこで大方政家は「兄弟一門」の「数百騎軍兵」で日光を襲撃し、禅雲を追いつき落として隆宣を別当に就けた。一方、禅雲は那須資満の子であった。襲撃から半年後、「那須・塩谷・宇都宮両党」など「数千騎甲兵」が攻め入り、隆宣は日光から落ちのびて延暦寺に逃れた。禅雲は別当に復帰し、隆宣は延暦寺で活動して堂学合戦（一七八年）では学侶方の將軍となっている。それに対して頼朝は禅雲の知行を認めず、寿永元年（一一八二）に身内の寛伝を別当に据えた。しかし拝堂登山の際の振る舞いに衆徒が反発し、寛伝も嫌気がさして日光山別当を辞任した。そこで宇都宮朝綱が俗別当への補任を求め、頼朝がそれに応じたが、衆徒の反対によって朝綱が退けられ、文治元年（一一八五）に衆徒の中から理光房寛智を別当に任じたという。そして翌年、頼朝は常行堂の燈油料として寒川郡一五町を寄進した。

以上が内乱前後の経緯であるが、ここにはいくつかの問題がある。第一は、頼朝が身内を別当に送り込んだ理由である。結論からいえば、それは配下の紛争の芽を摘むためであった。治承四年（一一八〇）八月に挙兵した頼朝は石橋山合戦で命からがら安房に敗走したが、その後、態勢を建て直して十月に鎌倉に入った。そして、富士川の合戦で甲斐源氏が追討軍を退けると、十一月には常陸の佐竹氏を討って東国をほぼ治めることができた。寛伝が日光山別当に補任された寿永元年（一一八二）は、頼朝のもとで東国が安定化しつつあった時期である。とはいえ、翌年二月には常陸で志田義広による大規模な反乱が勃発し、下野の藤姓足利氏がそれに加担するなど、なお不安定要因を抱えていた。

それだけに、日光山をめぐる隆宣と禅雲との対立は、頼朝配下の武力抗争を誘発しかねない危険性を孕んでいた。大方氏出身の隆宣は大田行光の甥であり、従兄弟には大河戸行方・小山政光・下河辺行義がおり、兄に

は関俊平らがいるなど、秀郷流小山氏がその背後にいた。それに対し、禪雲の後ろには那須・塩谷・宇都宮氏が控えている。双方とも頼朝の重要な御家人である。特に小山氏はいち早く頼朝のもとに参じていたし、志田義広の乱では中心となってそれを鎮圧するなど、源頼朝にとつて重要な存在であった。そうである以上、武力で小山一族の隆宣を追いつた落とした禪雲の存在を頼朝は認めることができなかった。また、何よりも大方氏・小山氏と那須氏・塩谷氏・宇都宮氏との紛争の火種を放置することもできない⁽²¹⁾。その争いを鎮めるには、隆宣・禪雲の双方を退ける必要がある。そこで頼朝は、自分の身内を別当に送り込んで、対立の芽を摘もうとしたのである。

第二に、では源頼朝は、日光に送り込む身内としてなぜ寛伝を選んだのか。頼朝は同じ寿永元年九月に京都から従兄の円晁を招いて鶴岡八幡宮別当に任じている⁽²²⁾。頼朝はこの時期、東国仏教界の再編に着手して、それを支える人材として円晁・寛伝という二人の従兄を招聘した。母方の熱田大宮司家との深い縁からして、頼朝が寛伝を選んだのはそれなりに理解できるが、しかし大宮司家出身の僧侶は寛伝だけではない。もともと、仁和寺長暹・隆暹・祐円と園城寺範智や延暦寺智円は坊官であったし、仁和寺覚延も遁世していたので候補にはならなかったであろうか⁽²³⁾、顕密の学僧としては仁和寺の任晧がいたし延暦寺の実豪もいた。

任晧権律師(二二四一?)は寛伝の一歳上の兄である⁽²⁴⁾。母が美福門院の女房であったこともあり、早くから仁和寺任覚に師事した。任覚が長寛二年(一一六四)から三年続けて後七日御修法の大阿闍梨をつとめた時に、その伴僧に参じている。そして承安三年(一一七三)正月に仁和寺西院で任覚から伝法灌頂をうけ、その後も任覚の伴僧をつとめて権律師に補された。また、実宴の跡を継いで仁和寺の皆明寺に住している。ただし、今の

ところ任暁の活動の下限は治承四年（一一八〇）三月であり、『僧綱補任殘闕』寿永三年（一一八四）条にはその名がみえない。頼朝が招聘しようとした寿永元年には、任暁は病床にあつたか、早世していたのではあるまいか。

一方、延暦寺の禅明房実豪は上野介藤原範信の子であり、頼朝や寛伝の従弟にあたる。⁽²⁵⁾公名は弁。相顕・政春より台密を受法し、相顕から日嚴院を、円輔から恵光院を相承した。弟子には公性僧正や光遍がいる。延暦寺の梶井門跡や妙法院門跡に近侍しており、『明月記』寛喜三年（一一三三）二月条によれば、権僧正に補任された実豪について「八十余老僧云々、其身凡人、近江額田庄と云所の物也、富有云々」⁽²⁶⁾「世間云、開闢以来顕密一能皆闕如凡人、任僧正之始云々、只富有得一得云々」と述べている。「凡人」出身の者が、顕密の才によって僧正に昇ることは間々あるが、財力だけで僧正となったのは実豪が初めてとのことである。⁽²⁶⁾熱田大宮司家の富力の大きさを物語っている。

建仁元年（一一二〇）妙法院実全が伝法灌頂を尊性に授けた際、権律師として讃衆に参じたのが実豪の初見である。とはいえ、延暦寺の場合、青蓮院門跡以外の史料が乏しい。建仁元年に権律師として登場していることからすれば、これ以前の段階から、かなりの公請を積み重ねていたはずである。そしてその後も、梶井門跡承円などの助修に多く参仕している。公請での阿闍梨としての修法は確認できないが、貞永元年（一一三三）には舍利会・灌頂で尊性座主の手替をつとめた。そして尊性は寛喜三年に実豪を権僧正に推挙したし、翌々年に天王寺別当に還補された時には実豪を権別当に任じている。⁽²⁷⁾妙法院門跡は実質的に尊性法親王から始まるが、実豪はその富力によって門跡の確立に貢献しており、尊性の重要な側近といつてよい。

実豪の生没年は不明であるが、寛喜三年に「八十余老僧」と言われているので、寿永元年（一一八二）では三

十代前半である。寛伝(四十一歳)より若いとはいえ、三十八歳であった鶴岡八幡宮別当円晁(一二四五～一二〇〇)とさほど変わらない。山門系の日光山別当に迎えるには、仁和寺寛伝よりも延暦寺実豪の方がはるかに適任であったはずだ。もちろん、頼朝が実豪に働きかけたかどうかは不明である。しかし、もしも頼朝の招聘があったとしても、梶井門跡のもとで公請を重ねてきた実豪にとって、その実績を棄てて、反乱軍である頼朝に身を投じるのは、ほばあり得ない選択であつたらう。

では、なぜ頼朝は寛伝を選び、寛伝もまたその招聘に応じたのか。頼朝は瀧山寺住持の祐範に格別の恩義があつた。流罪となつた頼朝を祐範は一貫して支え、頼朝の母が死没した時には、頼朝に代わつて祐範がその葬儀と中陰仏事を取り仕切つてゐる。頼朝にとつて祐範は「件功子^レ今不^ニ思食忘^コ」る存在であつた。⁽²⁸⁾それだけに、側近として迎えたい第一の人物であつたはずであるが、『僧綱補任残闕』寿永三年条には祐範の名が確認できない。死没していたのであろう。そして瀧山寺の寛伝は祐範の後継者的存在であつた。頼朝は祐範の代わりとして、寛伝を指名したのではないか。

では、なぜ寛伝は源頼朝の招聘に応じたのか。額田瀧山寺での生活をなげうつて、頼朝のもとに向かつた理由の説明が必要であらう。寿永元年といえは、後白河院と平家が協力しながら国政運営にあたつており、内乱の行く末を見通すことは容易でなかつた。翌年二月には北関東で志田義広が頼朝に反旗を翻したし、五月には俱利伽羅峠の戦いで平家が大敗し、七月には平家が西走して木曾義仲・源行家が入京する。さらに十月宣旨で後白河院は源頼朝の東国支配権を認め、十一月には義仲が後白河の法住寺殿を襲撃する。それをうけて頼朝は弟の範頼・義経を義仲追討のために派遣し、寿永三年正月に義仲が敗死……、と事態はめまぐるしく動いてゆ

く。寿永元年とはこうした激動の前段階である。源頼朝に賭けるには、なお大なりリスクがあったはずだ。

ここで留意すべきは、瀧山寺を取り巻く情勢のきびしさである。寛伝が招聘される一年前の治承五年（一一八二）三月、源行家が尾張・三河の兵を糾合して軍事行動をおこしたが、墨俣川の合戦、および矢作川の合戦で平重衡に大敗を喫している。墨俣川合戦では行家方の武将三九〇名が討ち取られるなど、まさに完敗であった。熱田大宮司であった藤原忠兼（範忠の孫、寛伝の甥）も「額田郡兵」を動員して行家と共に戦ったが、熱田は陥落し、瀧山寺も文書や梵鐘を奪われるなど、大きな被害をだした。⁽²⁹⁾ 戦略的配慮から平重衡はこのあと兵を引き、行家はなお三河で再起を図ろうとしている。甲斐源氏の勢力下にあった駿河・遠江と、平家政権の支配領域である尾張以西とはさまにあつて、軍事境界線となった三河の情勢は混沌としていた。さらに異常気象が戦乱と重なったことから、治承五年（養和元）から翌年にかけて養和の大飢饉が起きている。寛伝が招聘された寿永元年（養和二）は全国的に大規模な戦闘が行われていないが、軍事動員に支障をきたすほど飢饉が深刻であった。三河の荒廢と軍事的不安定さ、これが寛伝を頼朝の招聘に応じさせたのである。『瀧山寺縁起』によれば、西尾悪三郎の子である頼救・快救の兄弟は「平家ノ逆乱ノ時」〔治承五年合戦〕に「東国」に赴き、そのまま帰ってこなかったという。寛伝が招聘される前年の話であるが、瀧山寺で源頼朝に賭けた僧侶は寛伝だけではなかった。⁽³⁰⁾

平安末の混沌とした政治状況の中で、熱田大宮司家は①藤原範雅などの平家協調派、②藤原忠兼などの木曾義仲・源行家連携派と、③源頼朝提携派の三つに分裂していた。そして寛伝は、大宮司家の中で内乱期に源頼朝との提携に踏み切った最初の人物である。寛伝の招聘は頼朝にとって、熱田大宮司家と新たな関係を構築す

る第一歩でもあった。

とはいえ、寛伝の日光山別当就任は十分な成果を挙げることができなかった。『日光山別当次第』はその経緯を次のように記している。

サテ右大將家御代ナリシ始、禪雲ヲ改易、御外戚叔父觀纏僧都ヲ別当ニ補畢、禪雲ハ常州大内梅谷云所ニ行テ幽棲、寂寞トシテ送^(秋)春日ニ畢、觀纏僧都、号額田僧都、治一兩月、既為ニ拜堂ニ登山アリケルニ、衆徒為ニ対面ニ列參、別当坊、御簾半ニ撥テ対面、衆徒等腹立退散畢、僧都歸參申ニ事子細、退ニ去當職ニ畢、其カハリ參川国額田郡六十六郷ヲ得テ移ニ參川ニ畢、仍額田僧都申也、此因、宇都宮左衛門申云、朝綱祖父大法師宗円、鳥羽院御宇永久元年被^レ補ニ當職ニ以來、同三年親父下野權守宗綱、依ニ神祇官之符、被^レ補ニ俗別當ニ畢、然即朝綱當^ニ其仁、今度之闕可^ニ補任ニ云云、依ニ例証難^レ背トテ被^レ補ニ俗別當ニ畢、宇都宮左衛門朝綱、爰衆徒等俗別當無^ニ其謂^ニ由、一同訴訟申問、不^レ幾而改易畢、覺智大徳、理光^(房)、衆徒中ヨリ是ヲ拳申為^ニ別當ニ也、

源頼朝が寛伝を日光山別当に補任したが、拜堂の際のいざこざが原因で寛伝は「一兩月」で辞任し、日光山の代わりに「參川国額田郡六十六郷」を拝領して三河に移った。そして寛伝に代わって宇都宮朝綱が日光山の俗別当を申請して一旦それが認められたが、衆徒の反対によって取り消され、衆徒の拳を踏まえて住僧の理光房覺智が別当に補任された、とする。『常行堂大過去帳』もほぼ同内容である。一方『日光山列祖伝』は、「寿永元年依^ニ右大將愛、董^ニ光山寺職、為^レ衆所^ニ推服、一坐四夏、厭^ニ寺務紛紜、退^ニ三州額田郡、而領^ニ六十六郷」⁽¹⁾と記し、頼朝の龔肩で寛伝が寿永元年(一一八二)に日光別当に補任され、衆徒から慕われて四ヶ年在任したが、

寺務の採め事を嫌って三河の額田郡に帰り「六十六郷」を知行した、と語っている⁽³¹⁾。

ここには二つの問題がある。④寛伝の退任時期と、⑤日光統治への評価である。まずは、④退任時期の検討から入ろう。『日光山別当次第』『常行堂大過去帳』は「治一両月」「当職一両月」と記していて、衆徒の反発をうけた寛伝が「一両月」で辞任したとする。一方、『日光山列祖伝』は「一坐四夏」として四ヶ年在任したという。いずれが正しいのであろうか。結論をいえば「一両月」での辞任はあり得ない。その根拠は三つある。

第一に、『日光山別当次第』『常行堂大過去帳』は、寛伝の辞任直後に宇都宮朝綱が俗別当への補任を求めたとする。しかし『平家物語』によれば、宇都宮朝綱は治承四年(一一八〇)七月から寿永二年七月の平家の都落ちまで、平家に仕えて京都で活動していた。しかも『吾妻鏡』によれば、源頼朝が宇都宮朝綱に本領の宇都宮社務職を安堵したのは、元暦元年(一一八四)五月のことである⁽³²⁾。宇都宮朝綱が頼朝から日光山俗別当に任じられたのは、元暦元年五月、もしくはそれ以降のことではなければならない。寿永元年(一一八二)の辞任はあり得ない。

第二に、寛伝は日光山別当を辞任した代わりに「参川国額田郡六十六郷」を拝領したとされるが、三河が源頼朝の知行国となったのは元暦元年六月のことである⁽³³⁾。大宮司家の本領である額田郡諸郷を頼朝が安堵することができたのは、元暦元年六月以降のことではなければならない。寿永元年段階では、頼朝の支配は三河に及んでいない。

第三に、『常行堂大過去帳』は寛伝が「一両月」で辞任したとするが、次の別当である覚智を「文治元年ヨリ治五年」と記していて、寛伝の後任が文治元年(一一八五)に任じられ文治五年まで在任したとする。一方、

『日光山列祖伝』は後任別当である覚智が文治五年三月二十四日に死没したとしていて、文治元年から「治五年」との『常行堂大過去帳』の記事を裏づけている。『日光山列祖伝』がいうように、寛伝は寿永元年から文治元年までの四ケ年、別当にとどまったと考えざるを得ないだろう。もちろん、寛伝が「一両月」で辞任を申し出た可能性は十分にある。しかし寿永二年二月の野木宮合戦で志田義広や藤姓足利氏の反乱が鎮圧されると、頼朝の威勢は北関東にまで及ぶようになり、日光山の雰囲気も大きく変わったはずである。源頼朝は寛伝の辞任を認めず、結局、文治元年まで四年間、在任したと考えてよいだろう。

では、⑥寛伝の日光統治はうまくいったのか。『日光山別当次第』『常行堂大過去帳』は拝堂登山での対面の際、御簾を半分あげて応じた振る舞いが横柄だとして衆徒が反発し、「一両月」で寛伝が辞任したとする。一方、『日光山列祖伝』によれば、四ケ年は衆徒が「推服」したが、結局「寺務紛紜」を嫌って退任したという。いずれの場合も、衆徒の反発や山内の揉め事が原因で日光を去ったとしており、寛伝の日光統治が順調でなかったことを示唆している。

では、日光統治がうまくゆかなかった原因は何なのか。①日光が歴史と伝統を背負った非膝下寺院であったこと、②宗派の違い、③禅雲解任への反発、④北関東情勢の不安定さ、⑤文化摩擦などが考えられる。寛伝の日光統治を困難にした最大の原因は、膝下寺院でなかったことだ。鎌倉の鶴岡八幡宮に比べると、日光山の運営は容易でない。鶴岡八幡宮はできたばかりであり、源頼朝の膝下でもある。頼朝の支持さえあれば、別当円暁は鶴岡をどのようにも運営することが可能であった。三河の瀧山寺は日光と同様に山門系の寺院であったが、瀧山寺は大宮司家の本領にあった。それに比べると、日光山は鎌倉から遠く離れているうえ、山門系寺院

としての長い歴史と伝統を背負っている。そこに真言広沢流の寛伝が一人乗り込んだとしても、寺僧をとりまとめることは極めて困難であった。中世の顕密寺院では多様な宗派の僧侶が共存することは珍しいことではないが、圧倒的多数の天台僧を、外部から乗り込んだ東密の別当が従えることは膝下寺院でない限り容易でない。

しかも禅雲は別当を強奪したとはいえ、すでに六年近く日光を治めている。寺内にはその支持派も形成されていたはずであり、頼朝による禅雲解任に反発した者もいただろう。さらに悪いことに、寿永元年段階の北関東はなお頼朝に帰順する雰囲気ではなかった。常陸の佐竹氏は、金砂合戦（一一八〇年）の敗北後も奥州藤原氏と結んで敵対的な動きをみせている。また、下野の雄族であった藤姓足利氏や常陸の志田義広は木曾義伸との提携に向かい、それが翌年の大規模な反乱へと繋がった。日光山には多様な武士団が子弟を送り込んでいただけに、頼朝の先兵として乗り込んだ寛伝に反感を懐く者も少なくなかったはずだ。このように、寛伝をとりまく外的環境は非常に劣悪であった。

また寛伝は、日光で僧綱位をもった最初の人物である。『弘安礼節』によれば、寛伝の法橋上人位は「地下四位諸大夫」に准じられる。³⁴北条時政・新田義重・宇都宮頼綱・小山朝政の極官が従五位下であり、北条義時・足利義兼が従四位下、北条泰時・足利義氏が正四位下であるので、官位でいえば、寛伝は彼らより上位もしくは対等となる。仁和寺で貴族文化に接した寛伝にとって、無位無官（大徳）の衆徒に対して御簾を半分あげて対面することは当然であり、むしろ配慮を示したものですらあった。しかし、綱位をもった僧侶と接した経験のない日光衆徒には、それが尊大に映った。こうした文化摩擦と外的環境の劣悪さが悪循環となり、寛伝の日光統治をいっそう困難なものにした。とはいえ、寛伝の就任によって禅雲は日光山別当を辞して隠棲している。

禅雲と隆宣の双方を退けることで配下の結束を固めようとした頼朝は、最低限の目的を果たすことができたのである。

しかも頼朝にとって寛伝は、日光統治だけの存在ではない。源頼朝と熱田大宮司家をつなぐ人物でもある。寛伝にはもう一つの役割があった。

文治元年に頼朝は寛伝の辞任・帰郷を認めるが、それは頼朝が期待した役割を寛伝が果たし終えた、と判断したからであろう。寛伝が退任した元暦二年・文治元年(一一八五)という年は、三月に平家が壇ノ浦で滅亡し、八月には東大寺の大仏開眼供養が行われて文治に改元されるなど、戦後復興へと向かい始めた時期である。日光山の統治になお問題を抱えていたにしても、それが頼朝権力に危機をもたらす怖れは過去のものとなった。

さらに頼朝の覇権が確立してゆく中で、大宮司家の者が頼朝の傘下に入っている。大宮司家は、①平家協調派、②木曾義仲・源行家連携派、③源頼朝提携派の三派に分裂していたが、今や前二者が壊滅した。源行家はなお独自の行動をとっていたが、もはや頼朝の敵ではない。そして、文治元年十月には熱田大宮司家の範信寛伝の叔父が、頼朝の配下に入っていることが確認できる。⁽³⁵⁾藤原範信の帰順がいつにまでさかのぼるのかは不明であるが、範信の鎌倉帰向を寛伝が仲介したことは想像に難くない。そして藤原範信が頼朝の配下に入れば、頼朝と大宮司家とのパイプ役を寛伝に頼る必要はなくなる。寛伝は頼朝の期待に十分に応えたのである。

一方、寛伝にとって最大の関心事は、大宮司家の本拠であった額田と瀧山寺のことであったろう。三河の戦乱と荒廃が寛伝を頼朝のもとに走らせたが、今や内乱は終結した。額田と瀧山寺の戦後復興のために、寛伝が帰郷を望んだのは当然であろう。そこで頼朝は日光山別当の辞任と帰国を認め、これまでの功に報いるために

大宮司家の本領たる額田諸郷を寛伝に安堵した。藤原範忠の嫡流である忠兼は、源行家と行動を共にしていただけに、額田本領の安堵は寛伝に対して成されたと思われる。寛伝はこの後、惣持禅院を創建し、金剛峯寺に大鐘を寄進するなど、豊かな財力をもとに活動を展開している。『日光山別当次第』などがいうように、額田諸郷が寛伝に安堵されたことは事実と考えてよい。内乱前の瀧山寺は、外護者である藤原範忠と住僧祐範との連携によって運営されてきたが、今や寛伝は瀧山寺の外護者と住僧という二つの立場を併せもつことになる。

三 三河瀧山寺の寛伝

瀧山寺に戻ってからの事蹟には、^①宋本一切経の将来、^②惣持禅院の創建、^③金剛峯寺への梵鐘奉納がある。まずは、^④一切経の将来から検討しよう。「鏝阿寺樺崎縁起并仏事次第」(室町中期の成立)によれば、

樺崎者(中略)開山理真人住持云々、其後法円房隆験建久七年(丙辰)補任(治七年)、一切経蔵者彼法
円房廟所云々、彼蔵経者、額田僧都寛典(熱田大宮司息、(足利義兼)本願上人叔父)自(足利義氏)宋朝渡之、然左馬入道之
時、当寺江令越給云々、

とあり、『鏝阿寺略縁起』(二七〇七年成立)は、「輪蔵者、額田僧都寛典(熱田大宮司之子、(足利)義兼之叔父)置之、
経卷者自宋渡」と記している。⁽³⁶⁾これらの記事から、新行紀一氏や小林吉光氏は、寛伝が宋から将来した一切
経を惣持禅院(瀧山寺)に納め、それが後に足利に移された、と推測した。それに対し山本隆志氏は、^①寛伝将
来的一切経をもとに、足利義兼夫妻の御願で建久四年(一一九三)三月から一切経の書写が始まり、翌年五月に

義兼は鶴岡八幡宮で一切経供養を行ってそれを奉納した、②鶴岡一切経の素本となった一切経(寛伝将来)は、法円房隆験が樺崎住持となった建久七年直後に足利にもたらされた、③その一切経は足利義氏の時代に樺崎から饒阿寺に移された、とする⁽³⁷⁾。

十分な史料がないために推測を重ねるしかないが、可能性は次の二つである。(ア)寛伝が自力で一切経を将来して瀧山寺に奉納したが、後に足利義氏がそれを足利に移した。(イ)一切経は足利義兼の依頼をうけて寛伝が輸入し、それを樺崎に安置したが、後に足利義氏が饒阿寺に移した。いずれが妥当なのか。

考察の糸口として、まず将来の時期を検討しよう。寛伝が宋本一切経を将来したのは、いつのことなのか。東国時代か、それとも三河に帰ってからの出来事なのか。しかし寛伝の東国時代(一一八二〜八五)は海戦を含む内乱が継続していたうえ、山陽道・西海道は平家の支配下であり、東国の寛伝が一切経を輸入することは物理的に困難であった。しかも額田を離れていた寛伝に、さほどの財力があつたわけでもない。足利義兼が費用を出したとも考えられるが、義兼が鶴岡八幡宮への一切経奉納や、東大寺での出家、そして足利の居館に堀内御堂(後の饒阿寺)を造立するのは、寛伝が帰郷して一〇年ほど後のことである。平家の鎮魂と平和の再建という点からしても、一切経の将来は平家が滅び寛伝が帰郷してからのこと、と考えてよいだろう。

では、三河時代に寛伝が一切経を将来したとして、それはどこに奉納されたのか。瀧山寺か、それとも足利なのか。ここで留意すべきは、鎌倉中期の瀧山寺に一切経と経蔵が存在しなかった事実である。『瀧山寺縁起』によれば、正嘉元年(一二五七)に般若坊法印了心が一二〇名の入夫を具して鎌倉寿福寺の一切経蔵を瀧山寺に運び、寺僧の尽力で経蔵を造立したという。また『同縁起』の後半部「功德温室事」には、①般若坊法印了心

が寿福寺の「唐本一切経一蔵」を瀧山寺に施入した、⁽³⁸⁾②正嘉元年に死没した寺僧(円辰)の菩提のために、その子息たちが「一切経蔵并経秩等」を造立した、とある。ここに登場する般若坊法印了心とは、退耕行勇の弟子である大歇了心(？)二二五七)のことである。栄西・行勇と同様に禅密を兼学した僧侶であり、鎌倉の永福寺別当や東大寺大勧進となったほか、寿福寺長老であった宝治二年(一二四八)にはその座下に蘭溪道隆を迎えている。⁽³⁹⁾つまり『瀧山寺縁起』は、大歇了心が正嘉元年に、寿福寺にあった唐本一切経と一切経蔵を瀧山寺に移送・移築させたことと記しているが、このことは逆にいうと、正嘉以前の瀧山寺には、一切経も、一切経蔵も存在しなかったことを意味している。莫大な財力をもった寛伝が鎌倉初期に瀧山寺に住しており、しかもその寛伝が宋本一切経を将来したにもかかわらず、正嘉元年には瀧山寺に一切経が存在しなかったのである。これは、きわめて不自然なことと言わなければならない。

ところで、大歇了心はなぜ瀧山寺に一切経と経蔵を移設したのだろうか。その理由をうかがわせるのが、天福年間における鏝阿寺の整備である。「鏝阿寺大御堂棟札写」によれば、足利義氏は天福二年(一二三四)に、天日如来を本尊とする方五間の「大殿」(堀内大御堂)を造立した。そしてその後も、東西両堂・中御堂・多宝塔・僧坊などを建立して十二口供僧を整えている。このように足利義氏は天福二年から鏝阿寺の本格的な整備に着手したが、その時に大勧進をつとめたのが大歇了心であった。そして了心はその後、鏝阿寺の寺務となつて⁽⁴⁰⁾いる。大歇了心は天福年間における鏝阿寺整備の中心人物であった。一方、足利義氏は三河守護であり、額田郡地頭であり、そして瀧山寺の外護者でもあった。足利義氏が寛伝の一切経を瀧山寺から移したのは、この時と考えてよいだろう。しかも『鏝阿寺略縁起』は、鏝阿寺の経蔵が寛伝の手になるものと述べている。そのこと

からすれば、天福二年に鏝阿寺を本格的に整備しようとした際、足利義氏は大歇了心に命じて、瀧山寺にあった寛伝将来の宋本一切経と、寛伝が造立した一切経蔵を鏝阿寺に移設した、と考えるべきだろう。こうして瀧山寺には一切経と経蔵が存在しなくなった。そのため大歇了心は死没直前の正嘉元年に、住持であった寿福寺の経蔵と一切経を瀧山寺に移設して、瀧山寺への配慮を示したのである。⁽⁴¹⁾

ところで『瀧山寺縁起』には、寛伝が宋本一切経を奉納した記事がみえない。寛伝の功績については、正治三年(一一〇一)の惣持禅院創建にまつわる話だけで、それ以外の記述がない。しかし文治元年(一一八五)に額田に帰った寛伝が、惣持禅院を創建するまで一五年もの間、瀧山寺をそのまま放置していたとは考えられない。

宋本一切経の施入は寛伝が行った瀧山寺興隆策の一端を示しているが、『縁起』はそれに言及していない。実際のところ、『瀧山寺縁起』は鎌倉中後期における衆徒の活動を詳細に記すが、それ以前の大宮司家時代の記述は簡略である。そのことから服部光真氏は、「衆徒が次第に力量を強め、寺院経営の主体を担うに至る」動向の中で、『瀧山寺縁起』が成立しており、「本願に権威づけられながら、衆徒中の結束を訴えるところ」に『縁起』作成の意図があった、と述べている。⁽⁴²⁾ 衆徒による瀧山寺発展の歴史を描くことが『瀧山寺縁起』の主眼であった。そのため、寛伝をはじめとする外護者の記述は淡泊になったのであろう。そして宋本一切経の奉納という重要な事蹟が『縁起』に記されていないことは、逆に、寛伝が惣持禅院を創建する以前においても、さまざまな形で瀧山寺の再建・復興につとめたことを示唆している。後述するように、建久七年(一一九六)寛伝は高野山に奉納する大鐘を三河で鑄造した。大鐘の鑄造には高度な技術力を要するが、それを三河で行ったということは、文治以来の瀧山寺再建のなかで、寛伝が高い技術をもった職人たちを編成していたことを物語

っている。寛伝の瀧山寺への貢献は、惣持禅院の創建だけではなかったはずである。

次に触れるべきは、㉞惣持禅院の造立である。『瀧山寺縁起』によれば、①寛伝が源頼朝の菩提を弔うために頼朝三回忌の正治三年正月に惣持禅院を建立し、十口供僧を置き額田郡一〇町の地を料所として寄進した、②惣持禅院本尊の聖観音像は運慶・湛慶に依頼して頼朝の等身大として造立し、胎内には頼朝の鬘髪と落歯を奉納した、という。瀧山寺本堂に客仏としてまつられていた聖観音像・梵天像・帝釈天像が惣持禅院の旧仏にあたり、作風からして運慶、もしくは運慶一門による造仏と考えられている。また、三尊像の金属製の付属莊嚴具も、その一部は造仏の時期にさかのぼるといえる。しかもX線透視撮影によると、聖観音像の頭部内に針金でつるした紙包状のものが確認されており、これが『縁起』にいう頼朝の鬘髪・落歯と考えられている。⁽⁴³⁾源頼朝と寛伝とのつながりは、瀧山寺に戻ってからも維持されていた。そして、そのことを直截に示すのが、㉟梵鐘の奉納である。

鎌倉時代中後期の金剛峯寺御影堂の調度目録に「七尺鐘施入帳〈願主寛伝僧都〉」「鑄鐘願書一通 寛伝／大鐘日記一通」「大鐘日記／寛伝僧都願書〈同鐘事〉」と、寛伝の名がみえる。⁽⁴⁴⁾つまり「寛伝僧都」が願主となつて七尺の大鐘を鑄造して寄進した「施入帳」と、同鐘を奉納する「願書」、そして鑄造・奉納の経緯を記した「大鐘日記」が、重要文書として高野山御影堂に保管されていたのだ（これらの書は伝存していない）。

では、この七尺の大鐘とは何なのか。これが高野山壇上伽藍の金堂の鐘である。日本の三巨鐘の一つとして、南都の太郎（東大寺梵鐘、口径一七一cm）、吉野の三郎（廢世尊寺梵鐘、口径一三三cm）と並んで高野の二郎（高野四郎とも）と呼ばれてきたものがこれであり、高野大塔の前庭にあるため大塔の鐘とも呼ばれた。梵鐘研究の第一人

者である坪井良平氏によれば、①現存の大鐘は口径一八〇cm、通高二五一cmであるが、竜頭頂部が欠損しており、本来はあと一〇cmほど高かったと想定される。②現存の鐘の様式は平安時代の古態を残している。③旧鐘は永正十八年(二五二二)の火災で三分の一が焼け溶けたため、天文十六年(一五四七)に再鑄され、さらに弘化二年(一八四五)に龍頭部と釣り金具を補修して現在に至っている。④天文の再建の折りに、火災で破損した旧鐘を砕いて計ったところ九一五貫あったとのことであり、その重量から旧鐘は口径四尺五寸(一三六cm)程度で、通高が七尺あったと想定できる、とのことである⁽⁴⁵⁾。

この七尺の大鐘は、空海『性靈集』の「紀伊国伊都郡高野寺鐘知識文」が淵源である。空海はここで、金剛峯寺に尊像や禅客が増えているが「鴻鐘」が存在しないことを歎いて、「奉_レ為四恩、鑄_レ造七尺銅鐘_レ」したいとの願をたてて、「有縁道俗」の助力を得ようとした⁽⁴⁶⁾。これが完成した時期は定かでないが、『金剛峯寺建立修行縁起』に「鐘堂一字、経蔵一字、食堂一字、已上、真然僧正偏私建立云々」とあることから、『紀伊統風土記』は真然(？)八九二の時代に完成したと解している⁽⁴⁷⁾。そして『紀伊統風土記』はそれに続けて、次のように記す。

仁平年中再び鑄造す、諸堂建立_レ記云、仁平三年金堂鑄鐘員数之事、銅五千九百八十一斤十一兩一分、銀一千九百六十一兩二分云云、壇上堂塔建立_レ次第云、今鐘三河国額田僧都寛伝、於_レ彼国_レ鑄畢、以_レ鎌倉殿下知_レ、仰_レ付国々地頭_レ、被_レ送_レ当山云云、教相興_レ起云、金剛峯寺鐘、建久七年(丙辰)九月廿四日酉刻鑄也、同八年四月廿八日懸_レ之云云、按に、建立次第に云処と教相興起の説とは同事なるべし、爾者、仁平已後、重て建久年中に鑄造せしものならむか(私云、古来大塔の鐘といふものあり、建久年中に鑄造せし

は、若しくはこれならんか、後の考をまつ、

ここでは『諸堂建立記』『壇上堂塔建立次第』『教相興起』の三書が引かれている。坪井氏は、真然時代の鑄造と、永正十八年の火災による損傷および天文十六年の再興については史実と認めたが、「紀伊統風土記には仁平三年と建久七年の二度改鑄されたものとしているが、その根拠が頗る疑わしい」として仁平・建久の改鑄に否定的である。⁽⁴⁸⁾しかしそれには賛成できない。確かにここでの『紀伊統風土記』の説明には信がおけないし、そこに引用されている『諸堂建立記』『壇上堂塔建立次第』『教相興起』の三書は伝存しておらず、坪井氏が疑問をもったのも無理はない。しかし、これら三書の記事内容は、他の史料で裏づけをとることができる。

第一に『統風土記』所引の『壇上堂塔建立次第』は、額田僧都寛伝が金堂の鐘を鑄造したとするが、そのことは、先に掲げた金剛峯寺御影堂目録にみえる寛伝の「施入帳」「願書」「大鐘日記」で裏つけられる。寛伝が金堂の鐘を鑄造したのは事実と考えるべきである。永仁五年(一二九七)の『金剛峯寺過去帳』には「三河ノ前ノ僧都寛伝」の名が挙がっている。⁽⁴⁹⁾金剛峯寺は寛伝の名を過去帳に記し毎年彼岸に供養することで、その功績を讃えたのである。

第二に『統風土記』所引の『教相興起』は、金堂の鐘が建久七年(一一九六)九月二十四日に鑄造され、翌年四月二十八日に奉納されたとする。一方、寛伝は建久七年の歳末僧事で権律師に補され、さらに翌年四月までに権少僧都に昇任している。⁽⁵⁰⁾梵鐘の完成と奉納との間に二度昇進していることからすれば、それは高野金堂の鐘を鑄造したことに對する勸賞とみてよからう。公請活動がみえないにもかかわらず、寛伝の相次ぐ昇進が実現したのは、莫大な私財を投じて空海の素意を叶えた報償である。以上からすれば、寛伝による建久七年の鑄

造は事実と考えるべきである。また、『紀伊続風土記』が引用する『諸堂建立記』『壇上堂塔建立次第』『教相興起』の記事内容は具体的であり、また他の史料でも裏づけをとることができ、その信憑性は高いと言っている。

では、なぜ梵鐘の改鑄が必要となったのか。久安五年(一一四九)五月の火災が原因である。『本朝世紀』によれば「高野大塔及金堂・灌頂堂等為雷火、焼失了、所殘弘法大師影堂一字也」とあり、雷火が原因で高野大塔や金堂など、御影堂を除くほとんどの建物が焼失した。金堂の鐘についての記載がないが、金堂鐘楼が大塔の前庭にあったという位置関係からすれば、七尺の鐘は金堂・大塔とともに焼亡したと考えてよいだろう。

そして『高野春秋』によれば、焼失から一年後の久安六年七月に金堂の再建供養が行われ、さらに保元元年(一一五六)四月に大塔の再建供養が行われている⁽³¹⁾。しかしこの時に金堂梵鐘が鑄造されたとの記事は確認でき

ない。しかもこれ以後、建久年間に至るまで、高野大塔や金堂が火災にあった形跡がない。仁平・建久の二度の改鑄は考えにくいので、久安の焼亡後、建久まで金堂の大鐘は鑄造されなかったと考えるべきだろう。『続風土記』所引の『諸堂建立記』に「仁平三年金堂鑄鐘員數之事」とあり、金堂を再建した四年後の仁平三年(一一五三)に梵鐘の鑄造費用を見積もっている。しかし、銅六千斤、銀二千両もの財源を確保することができずに計画が頓挫し、建久年間にいたって寛伝が鑄造したと考えるべきだろう。

では、なぜ寛伝はこの時に鐘の再鑄を思い立ったのか。ここで留意すべきは、建久二年(一一九二)十月月から始められた高野大塔の修補である。寛伝が七尺の大鐘を鑄造した時期は、高野山で大塔の修復事業が進められていた時期でもあった。久安五年五月に焼失した高野大塔は、平忠盛・清盛を責任者として焼亡直後から再建

に着手された。無理な工事がたたったのか、久寿二年(一一五五)三月には足場の縄が切れて工夫九三名が転落死する大事故を引き起こしたが、何とか翌年の保元元年四月に大塔供養にこぎつけている。ただし、建久二年、貞応二年(一一三二)に大塔の修復が始められ、嘉禎四年(一一三八)二月にようやく完成したことからすれば、⁽⁵²⁾平成盛による保元の大塔再建は十全なものではなかったようである。

では、建久の修復はどのように進められたのか。『高野山旧記』所引の「高野山根本大塔興廢日記注進状」によれば、⁽⁵³⁾建久二年十月五日より「造国司紀伊守藤原朝臣経房奉行、行事紀伊国目代頼弘、于レ時座主僧正俊証(号心蓮院、大輔僧正)、寺家執行檢校明信(号北室、浄蓮房)」という体制で大塔の修理が始められた。しかし、「建久九年月日、首尾八箇年間、雖レ未ニ造畢、依レ有ニ国司請文、申ニ覆勘ニ訖」とのことであり、完成に至らないまま建久九年に打ち切られたという。また、大塔の修復勸進を認可した貞応元年五月の太政官符によれば、

而往年之比、忝付ニ当国重任之功、雖レ有ニ修造作治之勤、不法之間、即以損亡、是故重又課ニ文覚上人、令レ加ニ修理ニ之処、其功未レ終、其勤如レ無、仍破壊弥頻、風雨難レ避(後略)、とある。国司による修復がはかばかしく進まなかったため、文覚に命じて修造にあたらせたが、結局、未完のまま中断されている。残念ながら、大塔修復が文覚に命じられた時を特定することができないが、源頼朝は建久八年九月に大塔修復の財源として、文覚に阿弓河庄地頭職を宛行っている。また、高野大塔の造国司である吉田経房は関東申次であり、源頼朝の信頼の篤い人物であった。⁽⁵⁴⁾吉田経房による大塔修復が難航したため、幕府の支援をうけた文覚が肩代わりしたと思われるが、建久六年に頼朝が上洛した際に、頼朝は吉田経房と面談

している⁽⁵⁵⁾。大塔修復への頼朝の協力は、この頃にさかのぼるかも知れない。文覚はすでに東寺の修理、西寺の塔の修理、神護寺宝塔院の再建などに携わっていたが、さらに高野大塔の修復を担うことになった。しかし建久九年秋の末に文覚は後鳥羽の勅勘を蒙り、さらに翌年正月の頼朝の死を経て、建久十年四月に文覚は流罪に処された⁽⁵⁶⁾。建久二年に後白河院によって始められた大塔修復事業は、後白河の没後、頼朝―文覚の協力で進められたが、文覚が勅勘に処されたのを機に中断されたのである。

話が少し脇道にそれたが、以上の経緯からして、寛伝の梵鐘鑄造は高野大塔の修復事業に触発されたものと考えてよいだろう。今回の大塔修復に七尺の鐘の鑄造計画が入っていないことを知って、名乗りをあげたと考えられる。

ここで重要なのは、梵鐘奉納における源頼朝との関係である。先に紹介した金剛峯寺目録に「七尺鐘施入帳〈願主寛伝僧都〉」と記されていることからして、金堂の鐘は寛伝個人の意思によって鑄造されたはずだ。空海の願いを実現することは真言宗の僧侶として、名譽なことであつたらう。一方、前掲『紀伊統風土記』所引の『壇上堂塔建立次第』『教相興起』によれば、金堂の鐘は寛伝が建久七年（一九〇）九月二十四日に三河で鑄造し、頼朝が諸国の地頭に命じてそれを高野に運ばせ、建久八年四月二十八日に奉納したという。梵鐘を搬送する困難を思えば、三河での鑄造を決した時点で、運搬をめぐる頼朝と寛伝との協議は終わっていたはずである。梵鐘奉納への支援は、源頼朝が高野大塔の修復支援に乗り出した時期とほぼ重なっている。頼朝は両者を一体のものと捉えて支援したのである。

源頼朝はこの時期、文覚や重源を援助して、東大寺をはじめとする顕密寺社の再建・修造を積極的に進めた。

これは鎌倉幕府が仏法の守護者であり、平和を再構築する権力であることを誇示するための施策であった。と同時に頼朝は、内乱という戦時体制下で構築した幕府体制を、いかにして平時に定着させるかという課題を抱えており、そのためには幕府が朝廷にとって有用であることを認知させることが必要となっていた。後白河院は地頭の濫妨を平和の阻害要因として非難したが、それに対し頼朝は、東大寺大仏の再建や高野大塔修復などに積極的に取り組むことで、幕府の有用性をアピールしようとした。⁽⁵⁷⁾

特に寛伝の梵鐘奉納で重要なことは、頼朝が三河から高野山までの鐘の搬送を「国々地頭」に命じたことである。七尺の鐘は三トン半もの重量があっただけに、その運送は容易でなかっただろうが、幕府の支援によって、建久七年（一一九六）九月から翌年四月まで七ヶ月をかけて運搬された。どのようなルートで搬送したのかは不明であるが、国々の地頭御家人にそれを担わせるには、少なくとも通過する国の御家人把握が必要である。また、どの地頭がどこからどこまで運搬を分担するのか、その割り当て作業も必要となる。この作業を行うのは、守護を措いて他にないだろう。とはいえ、この地域の御家人編成は始まったばかりであった。

源頼朝の権力は南関東の武士団を核として誕生しており、西国武士のほとんどは頼朝と直接的な主従関係で結んでいなかった。そこで頼朝は、建久年間に西国御家人制度の整備に向かい、京都大番役の勤仕を梃子に、①守護に大番催促権を付与する、②国御家人の交名を作成させる、③大田文を作成させて地頭御家人の所領を注進させる、といった施策をとった。実際のところ、美濃では建久三年六月に、守護に対する大番催促権の付与と御家人の選別が行われたし、和泉では建久七年十一月に大番催促権が守護に与えられ建久年間に国御家人の交名注進が行われている。⁽⁵⁸⁾ 京都大番役の勤仕という朝廷への公的奉仕を名目に、幕府は西国の御家人編成を

進めていたのである。

三河から高野山への梵鐘運搬が、美濃・和泉を通過したことは間違いないと思われるか、それらの地域で御家人制度が整ったのは運搬の直前であった。その搬送は、御家人の立場からいえば臨時の御家人役(関東公事)であったが、空海の素意を実現し仏法を興隆するための梵鐘の移送は、西国の地域社会に守護―御家人体制を收容・定着させるうえで恰好の機会となった。七ヶ月もの時間と多大な労力を投入した梵鐘の搬送は、幕府―守護―御家人体制が平和の再建に貢献することを、地域社会にデモンストレーションするものでもあった。このように寛伝は、三河に帰郷してからも源頼朝と深い結びつきがあり、その事業は西国の守護―御家人制度の整備と定着に寄与したのである。そして、寛伝が奉納した梵鐘は永正十八年(一五二一)の焼亡まで、三〇〇年以上にわたって高野山上に鳴り響いたし、現在の鐘もその半ばは寛伝の鐘がもともになっている。

おわりに

以上、寛伝の事蹟を検討してきた。推測を重ねたが、本稿で明らかにしたことを概括すれば、次のようになる。

- (ア)藤原範忠が京都と三河で活動していたのを反映して、任暁と寛伝の兄弟はそれぞれの母のもと、京都と三河で誕生しそこで育った。二人が共に仁和寺で修学したのは、それぞれ仁和寺皆明寺と三河瀧山寺に分かれて活動した。

(イ)源頼朝は流罪中に、叔父である瀧山寺祐範から格別の配慮をうけた。そのため、頼朝は祐範の後継者たる瀧山寺寛伝を寿永元年(一一八二)に招聘した。一方、熱田大宮司藤原忠兼は源行家と協力して治承五年(一一八二)三月に挙兵したが、墨俣川・矢作川合戦で平家に大敗し、瀧山寺も大きな被害をうけた。さらに養和の大飢饉が襲うという苛酷な状況が、寛伝を頼朝の招聘に応じさせた。

(ウ)平安末の日光山では別当職をめぐる争いが、小山一族と那須・宇都宮氏との武力紛争に発展した。源頼朝は配下の分裂を防ぐため、紛争の原因となった当事者双方を退けて、自分の身内である寛伝を別当に送り込んだ。外的条件の劣悪さもあって、日光の運営は容易でなかったが、寛伝は四年にわたって日光を統治した。

(エ)寛伝は熱田大宮司家のなかで、内乱期に源頼朝との提携に踏み切った最初の人物である。頼朝にとって寛伝の招聘は、熱田大宮司家との関係を再構築する第一歩でもあった。平家が滅び内乱が一段落した文治元年(一一八五)に、頼朝は寛伝の帰郷を認めた。そしてその功に報いるべく、大宮司家の本領であった三河国額田郡を寛伝に安堵した。

(オ)三河に戻った寛伝は宋本一切経を将来し、経蔵を造営して瀧山寺に安置するなど、瀧山寺の再建に取り組んだ。しかし、承久の乱後に額田郡地頭となった足利義氏が、天福二年(一一三四)に鏝阿寺の本格的な整備に着手すると、義氏は鏝阿寺大勧進であった大歇了心に命じて、瀧山寺の宋本一切経とその経蔵を鏝阿寺に移させた。この埋め合わせとして大歇了心は、正嘉元年(一二五七)に鎌倉寿福寺の宋本一切経と経蔵を瀧山寺に移設した。

(カ)建久二年(二一九一)より朝廷が高野大塔の修復に着手すると、寛伝はそれに触発されて空海御願の七尺の大鐘を三河で鑄造した。頼朝は三河から高野山への大鐘の運送を地頭御家人に命じたが、この搬送は西国の守護―御家人体制の整備と定着に寄与するものでもあった。三河に戻ってからも、寛伝と頼朝との交誼関係は維持されており、このことが惣持禅院の造立と、頼朝の鬢髪・落齒を奉納した聖観音像の造立につながった。

本稿が明らかにできたことは決して多くはないが、鎌倉幕府の宗教政策の解明に向けて、今後も着実に歩んでゆきたい。

注

- (1) 新行紀一「足利氏の三河額田郡支配」(芳賀幸四郎先生古稀記念『日本社会史研究』笠間書院、一九八〇年)、小林吉光「史料紹介『瀧山寺縁起』」(『岡崎市史研究』一号、一九七九年)、同「額田僧都寛伝」(『新編岡崎市史』中世二)一九八九年、以下小林A論文と略称)、同「瀧山寺日吉山王社の歴史」(『日吉山王社をとりまく歴史的環境調査報告書』二〇一三年、岡崎市教育委員会)、服部光真「瀧山寺縁起」と中世の地域社会」(『年報中世史研究』三八号、二〇一三年)、菅原信海「平安末の日光山と額田僧都寛伝」(同『日本思想と神仏習合』春秋社、一九九六年)、山本隆志「東国における武士と法会・祭礼との関係」(同『東国における武士勢力の成立と展開』思文閣出版、二〇一二年)
- (2) 小山正文「瀧山寺と運慶・湛慶」(『史迹と美術』四九一五、一九七九年)、同「再び瀧山寺の運慶作品について」(『同』五一―六、一九八一年)
- (3) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九、一三〇頁)

(4) 『僧綱補任殘闕』（『大日本仏教全書』 一一二卷九〇頁）

(5) 顕密僧となるには、入室、出家得度、受戒という三階梯を経るが、当時は入室から戒牒を数えるケースもあった。たとえば慈円は、永万元年（一一六五）に覚快のもとに入室し、仁安二年（一一六七）十月三日に覚快の白河坊で出家を遂げ、十月十三日に受戒をうけたが、嘉応元年（一一六九）十二月に法眼に叙された時、戒牒が五とされている。このことから、出家前の入室から戒牒がカウントされたことがわかる（『門葉記』 卷二二八・卷一〇〇）。

(6) 「小嶋第九大事等」奥書（仁和寺御経蔵聖教三二函一）、仁和寺史料 目録編（稿）二（三頁）、「祈雨」奥書（東寺金剛蔵聖教目録、『大日本史料』第五編二、一五六頁）、「胎蔵界伝法灌頂作法」奥書（同、『同』第五編九、四三四頁）、「水迦羅天法」奥書（同、『同』第五編九、四三五頁）、「権身」（同、『同』第五編四、四七九頁）、「瀉瓶次第」奥書（『高山寺経蔵典籍文書目録 第一』 第二部二三七）。他にも「葉衣法」（『同』第二部二七八）、「滅悪趣尊法」（『同』第三、九七函一〇二）、「文殊鎮家法」（『同』九七函一〇三一五）、「無垢浄光法」（『同』九七函一四一）、「一字金輪法」（『神奈川県史』資料編、中世七七四号）の奥書を参照。

(7) 醍醐寺蔵本「伝法灌頂師資相承血脈」（『醍醐寺文化財研究所研究紀要』 一号、八五頁）、「文治二年灌頂記」（『大日本史料』第四編一、七五三頁）、「曼荼羅記」奥書（東寺金剛蔵聖教目録、『同』第五編二、四一三頁）、「醍醐寺新要録」四〇六頁、承元三年後七日御修法請僧交名（鎌倉遺文『補五五二号』）。なお、醍醐寺蔵本「伝法灌頂師資相承血脈」は寛典を権僧正とするが、寛典の昇任記事が確認できないうえ、道玉や静瑜・長遍は『寛典阿闍梨灌頂資』、『寛典阿闍梨付法資』と記されているため（『東寺長者補任』〈『続々群書類従』 第二、六〇九頁〉、『仁和寺諸院家記』〈『群書類従』 第四輯七二五頁〉）、権僧正は誤記と判断した。

(8) 以下の概略的叙述は、前掲注（一）新行論文のほか、小林吉光「熱田大宮司一族と額田郡」（『新編岡崎市史 中世二』）、藤本元啓「藤原姓熱田大宮司家の成立と平治の乱」（鎌倉幕府と熱田大宮司家）（同『中世熱田社の構造と展開』続群書類従完成会、二〇〇三年）を参考にした。

(9) 『山槐記』除目部類仁平元年九月二十八日条、『同』応保元年十一月二十九日条、『清辨眼抄』（『群書類従』 第七輯

- 五九三頁）、『尊卑分脈』二一四七二頁
- (10) 杉橋隆夫「牧の方の出身と政治的位置」(『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年)
- (11) 鈴木秋葉氏は、『吉記』治承五年三月六日条をもとに、藤原忠兼が源行家に加担して解官され、忠兼に代わって範雅が平家方より熱田大宮司に補任された、と述べている(同「鎌倉將軍上洛と東海道」『史敏』一四号、二〇一六年)。
- (12) 『瀧山寺縁起』(『新編岡崎市史』六、瀧山寺文書七号)
- (13) 『後七日御修法請僧交名并裏書統紙』仁安二年・三年条(大日本古文書『東寺文書』ろ一号)、『兵範記』仁安二年五月二十六日条、仁安三年六月二十九日条、『愚昧記』仁安四年二月二十七日条、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九、一三〇頁)
- (14) 『尊卑分脈』三一五六四頁、仁和寺諸院家記(『群書類従』第四輯七一〇頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九、一〇七頁・一二八頁)、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五四三頁・五五〇頁・五五五頁・五五七頁)、『孔雀経御修法記』(『統群書類従』第二五輯下、三五八頁)、『兵範記』嘉応元年六月二十五日条、『山槐記』安元元年九月三日条、治承二年十月二十七日条・十一月十二日条、治承四年十二月二十八日条
- (15) 『尊卑分脈』一一二四七頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九、一一二頁・一三六頁)、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五四六頁・五五〇頁・五五二頁・五五八頁)、『兵範記』仁安三年二月二十日条、『孔雀経御修法記』(『統群書類従』第二五輯下、三六一頁)、『醍醐雜抄』(『群書類従』第二五輯五二二頁)
- (16) 『釈家官班記』(黒田俊雄編『訳注日本史料 寺院法』集英社、二〇一五年、六頁)、『僧綱補任抄』、『僧綱補任殘闕』(『大日本仏教全書』一一一卷八五頁・八七頁)。正員僧綱・散位僧綱については『訳注日本史料 寺院法』三九頁・八二五頁を参照。ちなみに『新抄』弘安十年五月二十四日条によれば、朝廷は売官での公定額を靱負尉・法眼を千五百疋、兵衛尉・法橋を千疋と定めている。
- (17) 散位僧綱は売官の他に、坊官や仏師・経師に与えられた。

- (18) 『瀧山寺縁起』（『新編岡崎市史』六）、『熱田大宮司千秋系図』（『熱田神宮文書 千秋家文書』下巻、三一九頁）。『兵範記』仁安四年三月二十五日条の僧事で法橋に叙された祐範が、大宮司家の祐範であろう。なお、鎌倉時代初めに延暦寺の祐範律師が登場するが、これは別人である。
- (19) 久野修義「中世寺院と社会・国家」（同『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九年）、拙稿「鎌倉幕府と延暦寺」（中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年）、浅香年木『治承・寿永の内乱論序説』（法政大学出版局、二〇〇五年）
- (20) 千田孝明「史料紹介「日光山别当次第」」（『栃木県立博物館研究紀要 人文』二三号、二〇〇六年）、『日光山列祖伝』（『栃木県史 史料編中世四』）、『常行堂大過去帳』（『日光市史 史料編』上、七九七頁）、貞治二年閏正月七日日光山常行堂僧等目安案（『同』上、五六五頁）、『晃山編年遺事』（『同』上、七七二頁）、『兵範記』保元元年十二月二十九日条、『吾妻鏡』文治二年九月三十日条
- (21) 内乱前後の東国武士団の動向については、野口実『坂東武士団の成立と発展』（弥生書林、一九八二年）、同『東国武士と京都』（同成社、二〇一五年）、山本隆志注（上）前掲書、松本一夫「小山政光の立場」（『史学』六五―三、一九九六年）、永村真「治承・寿永の内乱と下野武士」（『栃木県史 通史編三』一九八四年）、高橋修「内海世界をめぐる武士勢力の連携と競合」（茨城県立博物館編『中世東国の内海世界』高志書院、二〇〇七年）、川合康「源平の内乱と公武政権」（吉川弘文館、二〇〇九年）、高橋一樹「東国武士団と鎌倉幕府」（吉川弘文館、二〇一三年）等を参照した。
- (22) 『吾妻鏡』寿永元年九月二十日条、拙稿「鎌倉寺門派の成立と展開」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九巻、二〇〇九年）
- (23) 長暹は『僧綱補任殘闕』（『大日本仏教全書』一一一卷九〇頁）、『山槐記』応保元年十一月十二日条、『吉記』承安四年八月九日条、『玉葉』文治三年三月十一日条、『仁和寺諸堂記』（『群書類従』第二四輯一八六頁）、石井進「源平争乱期の八条院周辺」（『石井進著作集』七、岩波書店、二〇〇五年）を参照。覚延は『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九、一三六頁）。覚延は若くして遁世し、歌人として御室守覚に仕えた。隆暹は『光明寿院御室御灌頂記』（『守

覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究 資料編金沢文庫蔵御流聖教 一三六頁)、祐円は『光台院御室伝』(『続群書類従』第八輯上、四九頁)、範智は『僧綱補任殘闕』(『大日本仏教全書』一一一卷一〇〇頁)、智円は『門葉記』卷一七六(『大正新脩大藏經 圖像部』第一二卷六三四頁)を参照。『尊卑分脈』二一四七五頁は智円を「寺、里、法眼」と記すが、山門の誤りである。

(24) 『尊卑分脈』二一四七二頁、後七日御修法請僧交名并裏書統紙 長寛二年・長寛三年・永万二年条(大日本古文书『東寺文书』ろ函一号)、『血脉類集記』(『真言宗全書』第三九、一二八頁)、『仁和寺諸院家記』(『群書類従』第四輯七〇〇頁)

(25) 『日嚴院門流相承次第』(下坂守『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年、五三二頁)、『師資相承血脉』(『東大史学』五、二七号)。なお『尊卑分脈』二一四七四頁は実豪を「智泉坊阿闍梨院昭灌頂弟子」とする。「師資相承血脉」乾五六紙によれば、確かに智泉坊阿闍梨院昭の付法三五名の一人に「実豪(聖行坊阿ー)」がみえる。しかし、聖行房実豪は元永二年(一一一九)に聖教を写している上、保延六年(一一四〇)不動安鎮法や永治二年(一一四二)葉衣法で行玄の伴僧を勤めており(『曼殊院古文书聖教目録』(『大日本史料』第三編二三、三六六頁)、『安鎮法日記』(『続群書類従』第二五輯下、四六三頁、大日本仏教全書『阿婆縛抄』四一〇五頁))、寛喜三年に実豪が「八十余」であったという記事と年齢的な齟齬がある。また「師資相承血脉」乾三三紙は相頭の灌頂資を「実豪(禪明房)」と記しており、坊号が異なる。そのことから院昭灌頂弟子の聖行坊実豪は別人と考えられ、『尊卑分脈』の記事を誤情報と判断した。

(26) 『明月記』寛喜三年二月十三日条・二月二十六日条。なお、ここでいう「凡人」は凡下とは異なる。仁和寺真恵や菩提院了遍も「凡人」とされているが(『仁王経法勤例』「龜山院御灌頂記」(『続群書類従』第二六輯上、一三二頁・三三四頁))、真恵は右少将源通能の子であり、了遍は大納言藤原実有の子であり、西園寺公経の孫である。彼らは顕密の才によって僧正となった「凡人」である。ちなみに『平家物語』は「撰録の臣の御子息、凡人の次男に加階こえ

られ給ふ事、これはじめとぞきこえし」のように平氏一門を「凡人」としているし、『太平記』には「撰家・槐門、凡人・名家に及ぶまで」「撰家・凡人・名家の人」の表現もある(日本古典文学全集『平家物語』一一三頁・三四八頁(巻一・巻五)、同『太平記』三一二頁・三三七頁(巻二五・三二六))。

(27) 『妙法院尊性親王御入壇記』(『続群書類従』第二六輯上、三三〇頁)、『伝法灌頂日記』(『同』第二六輯上、二九三頁・二九四頁・三〇〇頁)、『門葉記』巻一八(『大正新脩大藏經 圖像部』第一巻一九五頁)、大日本仏教全書『阿婆縛抄』五一・二九五頁・二九九頁、三一三七七頁、『七仏薬師法日記』(『大日本史料』第四編二五、二八頁)、校訂増補天台座主記 一九五頁・一五四頁・一八七頁、『華頂要略』(『大日本史料』第四編一四、七五七頁)、山本信吉『四天王寺藏 四天王寺別当次第 略紹介』(『日本仏教』二二号、一九六五年)

(28) 『吾妻鏡』 文治四年十一月九日条、建久二年八月七日条

(29) 『瀧山寺縁起』(『新編岡崎市史』六)。「同縁起」は「平家逆乱時」に起きたこととして、①伊勢平氏が「当山」に乱入して梵鐘を奪った、②藤原範忠が瀧山寺に田嶋を寄進した証文が奪われた、③頼救・快救兄弟が「東国」に行つて帰らなかつた、の三つをあげる。『新編岡崎市史 中世二』五二頁が指摘するように、この「平家逆乱時」は平治の乱と治承五年の二つの可能性があるが、藤本元啓氏が明らかにしたように、藤原範忠が平治の乱で源義朝に与同した可能性が低い(前掲注(8)藤本論文)。また、平治の乱の時であれば②の証文を奪われても、範忠に再発給を求めれば済むのであり、『縁起』に特筆すべきことでもない。しかも、治承五年の矢作川合戦の戦場は瀧山寺に近接している。以上からして、「同縁起」にいう「平家逆乱時」は治承五年を指すと考えた。藤原忠兼については前掲注(11)鈴木論文を参照されたい。

(30) 本稿では寛伝の日光山別当就任を頼朝の招聘によると考えたが、治承五年の敗北で寛伝が頼朝のもとに身を寄せた可能性もある。その場合、頼朝は、祐範への恩義や大宮司家との提携を考慮して、寛伝を日光山別当に遇したことになる。

(31) 千田孝明「史料紹介『日光山別当次第』」(『栃木県立博物館研究紀要 人文』二三号)、『常行堂大過去帳』(『日光市

史 史料編』上、八二七頁）、『日光山列祖伝』（『栃木県史 史料編中世四』）

- (32) 『平家物語』 卷七（新日本古典文学大系、下一四七頁）、『吾妻鏡』 元暦元年五月二十四日条。ただしこれに関しては、問題が二つある。第一に、『吾妻鏡』 同日条によれば、この日、宇都宮朝綱は伊賀国壬生野郷地頭職を拝領し、宇都宮社務職を安堵されているが、川合康氏が指摘するように、このうちの壬生野郷地頭職の補任は同年七月に起きた伊賀・伊勢の乱を鎮圧した恩賞であるため、この拝領は元暦二年六月以降のことでなければならず、『吾妻鏡』の所収年が誤っている。本稿では、元暦元年五月に宇都宮社務職が安堵され、それに引きずられて後年の壬生野郷地頭職の記事がここに挿入された、と判断したため、朝綱への本領安堵は『吾妻鏡』の記事の通り、元暦元年五月でよいと考えた。第二は、『平家物語』では宇都宮朝綱が寿永二年七月の平家の都落ちまで京都で平家に仕えていたとするが、『吾妻鏡』 寿永元年八月十三日条によれば、源頼家の誕生で宇都宮朝綱らの御家人が護刀を進上しており、『平家物語』の記事と齟齬をきたしている。これについては、『吾妻鏡』の記事を誤りとみる野口実氏と、『平家物語』の記述を誤りと考える川合氏の見解が対立している。川合氏の見解も説得的ではあるが、朝綱に関しては『吾妻鏡』 寿永元年八月の記事だけが突出して早いことも気にかかる。本稿では、『平家物語』 都落ちの記事は傍証としての位置づけであるため、これについての議論をいまま少し見守りたい。川合康「中世武士の移動の諸相」（『メトロポリタン史学会編』歴史のなかの移動とネットワーク）桜井書店、二〇〇七年）、同「元暦元年の乱と荘郷地頭制の成立」（『伊賀市史』一、二〇一一年）、同「横山氏系図と源氏將軍伝承」（『中世武家系図の史料論』上、高志書院、二〇〇七年）、野口実『坂東武士団の成立と発展』一二三頁を参照。

(33) 『吾妻鏡』 元暦元年六月二十日条

(34) 『弘安礼節』（『群書類従』第二七輯三九頁）

(35) 『吾妻鏡』 文治元年十月二十四日条

(36) 「鏝阿寺略縁起」（『栃木県史 史料編中世一』鏝阿寺文書一二三号）、「鏝阿寺樺崎縁起并仏事次第」（『同』一二四号）

- (37) 前掲注(1)新行論文・小林A論文・山本論文
- (38) 法然が「上人所持の一切経論一藏」を勝尾寺に施入し(『新訂法然上人絵伝』三三〇頁)、北条時実が「一切経一藏寄進西大寺」したとの記事からして(『西大寺観尊伝記集成』二九頁)、「一切経一藏」とは一揃えの一切経の意である。
- (39) 「永福寺別当次第」(実相院文書二六函一二六)、『経俊卿記』正嘉元年八月七日条、『建長寺史 編年史料編』一卷四八頁
- (40) 「鏗阿寺大御堂棟札写」(『近代足利市史』第三卷三二二頁)、『栃木県史 通史編三』三七八頁
- (41) 大猷了心がなぜ寿福寺の経藏と一切経を瀧山寺に移すことができたかは、よく分からない。しかし、北条時頼が瀧山道隆を招いて建長寺を創建し、禅宗の興隆が図られた時期である。恐らく一切経・経藏の移設は寿福寺発展の一環として捉えるべきだろう。
- (42) 前掲注(1)服部論文
- (43) 前掲注(2)小山論文、松島健「滝山寺聖観音・梵天・帝釈天像の付属荘嚴具」(『フィロカリア』二九、二〇一二年)、『愛知県史 別編文化財三』(二〇一三年)
- (44) 貞応元年七月日金剛峯寺御影堂御物目録(『鎌倉遺文』二九八七号)、寛元四年五月日金剛峯寺調度文書目録(『同』六七〇五号)、文永七年二月日高野山御影堂御物等目録写(『同』一〇五八九号)、金剛峯寺御影堂奉納文書嘉元三年新定目録(天日本古文書『高野山文書』三卷、五一二号)
- (45) 坪井良平「高野山の梵鐘」(真言史学会、一九八三年)一六頁。このほか井筒信隆「高野山の名鐘」(『靈宝館だより』七八号、二〇〇六年)を参照。
- (46) 『性霊集』卷九(日本古典文学大系『三教指帰 性霊集』四〇三頁)
- (47) 『金剛峯寺建立修行縁起』(『統群書類従』第二八輯上、二八五頁)、『紀伊統風土記』(『統真言宗全書』三九、二二二頁)

- (48) 坪井良平注(45)前掲書
- (49) 永仁五年六月十日金剛峯寺彼岸廻向道俗結縁過去帳、『鎌倉遺文』一九三九三三三(号)
- (50) 『三長記』建久七年十二月二十九日条。貞応元年七月日「御影堂御物目録」に「七尺鐘施入帳(願主寛伝僧都)」の記載がみえることは、『鎌倉遺文』二九八七七(号)、建久八年四月に金堂の鐘を奉納した時点で、寛伝が権少僧都であったことを示している。
- (51) 『本朝世紀』久安五年五月十二日条、久安五年五月日金剛峯寺焼失修復注進状草(大日本古文書『高野山文書』一七四二二(号))、『高野春秋』(『大日本仏教全書』一三一巻一〇三頁・一〇五頁)。なお、金堂はもともと講堂・御願堂・薬師堂とも呼ばれていた。高野金堂については、藤井恵介「高野山金堂の成立と両界曼荼羅を安置する中世本堂」(同『密教建築空間論』中央公論美術出版、一九九八年)を参照。
- (52) 『紀伊統風土記』(『続真言宗全書』三九、一九四頁)、『高野春秋』(『大日本仏教全書』一三一巻一二四頁・一四四頁・一五一頁)
- (53) 「高野山根本大塔興廢日記注進状」(『大日本史料』第五編一、五五三頁)。本史料は貞応二年の修復に際し、静遍の諮問に依り、高野住僧尚祚が注進したものであり、その史料の価値は高い。なお、静遍は承久の乱後、後高倉院の要請によって金剛峯寺の担当奉行となっていた(『鎌倉遺文』二八三四(号))。
- (54) 建久八年九月二十一日源頼朝下文案、『鎌倉遺文』九三三五(号)、十月十三日文覚讓状案(『同』九三九九(号))、『吾妻鏡』文治元年九月十八日条、美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(同『院政の研究』臨川書店、一九九六年)
- (55) 『吾妻鏡』建久六年四月十二日条
- (56) 山田昭全『文覚』(吉川弘文館、二〇一〇年)一一九頁・一四四頁
- (57) 石井進『日本中世国家史の研究』(岩波書店、一九七〇年)三六二頁、川合康『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)一六九頁、高橋典幸『鎌倉幕府軍制と御家人制』(吉川弘文館、二〇〇八年)三七頁・一一八頁、田中稔『鎌倉初期の政治過程』(同『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年)、木村茂光「建久六年頼朝上洛

の政治史的意義」(同、『初期鎌倉政権の政治史』同成社、二〇一一年)、伊藤邦彦「鎌倉幕府京都大番役覚書」(同『鎌倉幕府守護の基礎的研究(論考編)』岩田書院、二〇一〇年)、久野修義「東大寺大仏の再建と公武権力」(同『日本中世の寺院と社会』)

(58) 『吾妻鏡』建久三年六月二十日条、建久七年十一月七日前右大将(源頼朝)家政所下文案(『鎌倉遺文』八八一号)、文暦二年閏六月五日関東御教書案(『同』四七七六号)

(59) 榎原雅治氏によれば、中世の東海道は伊勢廻りではなく美濃廻りであり、「大規模な行列や軍団の移動を考えたとき、急峻な鈴鹿越えをとまなう伊勢廻りよりも、美濃廻りの方がはるかに通行は容易だったであろう」とのことである(同『中世の東海道をゆく』中公新書、二〇〇八年、一二四頁)。

〔追記〕 本稿は平成二八年度科学研究費助成「鎌倉真言派の基礎的研究に基づく鎌倉幕府像の再構築」(課題番号二六三七〇七六五)の研究成果の一部である。成稿にあたっては川合康氏より、助言をいただいた。あつく感謝したい。